

定 款

2025年7月1日現在

コクヨ株式会社

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、コクヨ株式会社と称する。

英文では、KOKUYO CO. , LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または出資持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配および管理することを目的とする。

1. 紙製品および紙・文具類の製造、販売および輸出入
2. 印刷および製本
3. 家具、事務用機械器具、通信機械器具およびその附属品類の製造、販売、輸出入および賃貸
4. 日用雑貨品および繊維製品の製造、販売および輸出入
5. 家庭用電気製品の製造、販売および輸出入
6. 産業用機械器具の製造、販売および輸出入
7. 医療用具、福祉用具、健康機械器具および介護用品の製造、販売および輸出入
8. コンピュータ機器およびコンピュータ用品の製造、販売、輸出入およびリースならびにソフト開発
9. 建築資材の製造、販売および輸出入
10. 店舗用什器の製造、販売および輸出入
11. 建築工事業、内装仕上工事業、鋼構造物工事業、電気通信工事業、電気工事業、管工事業、その他の建設業を営むこと
12. 建築設計および監理
13. 貨物利用運送事業および倉庫業
14. 古物の売買業
15. 食料品、飲料品、医薬品および医薬部外品の販売および輸出入
16. 金銭の貸付、債務の保証、損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
17. 労働者派遣業
18. 情報処理・提供サービス業
19. 不動産の取得、売買、賃貸および管理
20. 知的財産権の取得、維持、管理、利用許諾および譲渡
21. 前各号に関する研究、開発、調査の受託およびコンサルティング業務
22. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本 店)

第3条 当会社は、本店を大阪市に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会、取締役のほか、取締役会、指名委員会、監査委員会および報酬委員会、執行役ならびに会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、15億9,200万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第8条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

③当会社の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第9条 当会社の株主権行使の手續その他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか当会社が定める株式取扱規則による。

(単元未満株式についての権利)

第10条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第3章 株主総会

(基準日)

第11条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集の時期)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集する。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

②株主総会の議長は、あらかじめ取締役会において定めた取締役または執行役がこれにあたる。当該取締役または執行役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役または執行役がこれに代わる。

(決議方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第17条 当社の取締役は、12名以内とする。

(選 任)

第18条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

②取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集通知)

第20条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。

②前項の取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の決議方法)

第22条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

②当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役との責任限定契約)

第23条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 指名委員会、監査委員会および報酬委員会

(委員の選定)

第24条 指名委員会、監査委員会および報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。

(委員会規則)

第25条 指名委員会、監査委員会および報酬委員会に関する事項については、法令または本定款において定めるもののほか、取締役会または各委員会において定める規程による。

第6章 執行役および執行役員

(執行役の員数と選任)

第26条 当社の執行役は、1名以上とする。

②執行役は取締役会の決議によって選任する。

(執行役の任期)

第27条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

(代表執行役および役付執行役)

第28条 執行役の中から代表執行役を選定する。

②当社は、取締役会の決議によって、役付執行役を選定することができる。

(執行役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の執行役（執行役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(執行役員および役付執行役員)

第30条 取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、当社の業務を執行させることができる。

②取締役会は、その決議によって役付執行役員を選定することができる。

第7章 会計監査人

(会計監査人との責任限定契約)

第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第8章 計 算

(事業年度)

第32条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第33条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

②当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第34条 当会社は、剰余金の配当、自己の株式の取得その他の会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(配当金の除斥期間)

第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

(社外監査役の責任限定等の経過措置)

- 1 2023年12月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の責任については、当該株主総会の決議による変更前の定款第33条の規定はなお効力を有する。